

# ごみ集積施設の開発基準及び技術基準

改訂：2019/05/01

## 1 ごみ集積施設の設置について

### (1) 位置

- ① 公道に面していること。なお、交差点及び横断歩道から5メートル以内に設置しないこと。
- ② ごみ収集車両が容易に駐停車できるよう、ガードレール、植栽、電柱の前又は道路と極端な段差がある場所にごみ集積施設を設置しないこと。
- ③ ①及び②より難しい場合は、必ず事前に市と協議を行うこと。

### (2) 規模、形状及び設置数

- ① ごみ集積施設の面積(内法面積)は、建設戸数に0.15平方メートル(ファミリータイプ、ワンルームタイプとも)を乗じたものとし、1.5平方メートル以上を基本とすること。
- ② ごみ集積施設の形状は、その奥行きが間口の2分の1以下となるものとする。
- ③ 複数のごみ集積施設を設置する場合は、その合計面積が①を満たすものとする。
- ④ ①から③までの各号により難しい場合は、その開発事業の建物及び地形に基づき、必ず事前に市と十分に協議を行うこと。

### (3) 構造

- ① コンクリートブロック造り又はコンクリート造りで、公道に面した所は前面開放すること。
- ② まちの美観を高めるため、建物と調和した仕上がりや色彩とすること。また、可能な限り周囲に植栽をすること。
- ③ 水道栓を取り付け、排水溝を設置すること。
- ④ 側溝がU字溝の場合は、10トン耐圧のグレーチングを設置すること。なお、設置したグレーチングは、事業者等において維持管理すること。
- ⑤ 門扉を取り付ける場合は、業務課と十分に協議すること。  
※開口部は、有効間口の3分の2以上とする。ただし、観音開きの扉は設置しないこと。  
※門扉は施錠しないこと。鍵を取り付ける必要がある場合は、ごみ収集の際は必ず解錠しておくこと。(市では鍵等は預からない)
- ⑥ 屋根を取り付ける場合は、業務課と十分に協議すること。  
※高さは、最低2メートル以上とすること。
- ⑦ ①から⑥までの各号により難しい場合は、必ず事前に市と協議を行うこと。

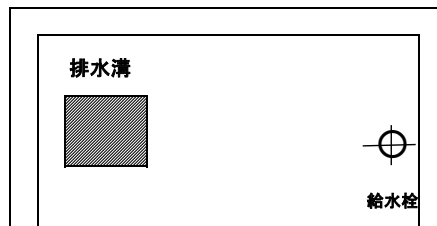
### (4) 小規模共同住宅に係る特例

住戸の数が10未満の共同住宅に限り、事前に市と協議を行い承認を得たうえで、ボックスやコンテナボックスをごみ集積施設として設置することができることとする。

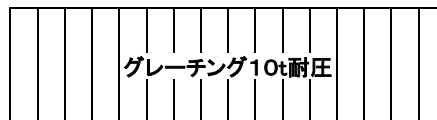
お問い合わせは 経済環境局環境部 業務課  
(TEL 06-6374-9999) (Fax 06-6409-1193)

## 2 ごみ集積施設構造標準図 平面図

(1)

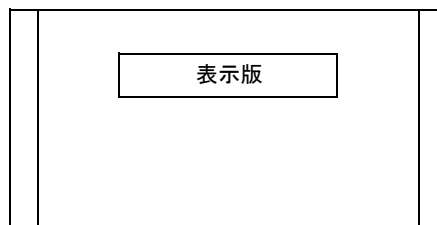


(2)



## 立面図

(3)



(4)

### 集積施設の管理運営事項

ごみ集積施設の管理運営については、住宅管理者及び入居者において行い、次の事項を遵守すること。

- 収集日以外のごみを出さないこと。
- ごみ集積施設及びその付近は常に清潔にすること。
- ごみ集積施設の付近及び進入路への駐車や障害物の設置を行わないこと。
- ごみ集積施設の破損・老朽化により収集作業に支障をきたすことのないよう適正に管理すること。
- 新規入居の際の引越ごみは、(臨時ごみ)有料となる。

(5)

### 尼崎市ごみ収集車ボディサイズ

	長さ	高さ	幅	ドアミラー寄
3.0t車	525 cm	237 cm	188 cm	225 cm
3.5t車	576 cm	238 cm	214 cm	255 cm
ダンプ車	489 cm	253 cm	170 cm	225 cm

定期収集(ごみの分け方・出し方)	
<p><b>週2回 燃やすごみ(指定袋に入れる)</b></p> <p>処理(焼却して発電)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台所ごみ</li> <li>○ 資源化できないかみくず・繊維くず・革類・ゴム類・せともの類</li> <li>○ その他(ハンガー、電池、アルミうどんば)</li> </ul>	
<p><b>週1回 びん・缶・ペットボトル(指定袋に入れる)</b></p> <p>処理(選別してリサイクル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空きびん(飲料・酒・調味料・食品が入っていたもの)</li> <li>○ 空き缶(飲料・酒・調味料・食品が入っていたもの)</li> <li>○ ペットボトル(飲料・酒・調味料・食品が入っていたもの)</li> </ul> <p>※ 化粧品のびん、農薬びん、スプレー缶、カセットボンベは(金属製小型ごみ)へ</p> <p>※ ソース、食用油のプラスチックマークのボトルは(燃やすごみ)へ</p>	
<p><b>週1回 紙類・衣類(衣類は指定袋に入れる)</b></p> <p>処理(選別してリサイクル・再使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新聞・段ボール・その他の紙類</li> </ul> <p>※ 雨天時も収集しています</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衣類(上着、シャツ、スカートなど)</li> </ul> <p>※ 雨天時は出さないで次回以降に出してください。</p>	
<p><b>月1回 金属製小型ごみ(大きさ20cm～50cmのもの)</b></p> <p>処理(破砕して金属回収・焼却など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家電製品類(トースター、電気炊飯器、湯沸かしポット、アイロンなど)</li> <li>○ 金属製家庭用品類(なべ、やかん、フライパン、ステンレスボトル、鉄アレイなど)</li> <li>○ 缶類(クッキー缶)・傘</li> </ul> <p><b>危険なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刃物類(布などにくるみ、指定袋に入れ「キケン」とメモをはる)</li> <li>○ ガラス類(割れたびん、化粧品のびん、蛍光灯、コップ、電球など)</li> </ul> <p>※ スプレー缶・カセットボンベ(中身を使い切り穴を空ける)</p> <p>※ 塗料缶・オイル缶(中身を使い切る)</p>	
<p><b>電話申し込み(TEL 06-6374-9999)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大型ごみ(有料:ごみ処理券を購入)</li> <li>○ 臨時ごみ(有料:臨時ごみ処理券(5,400円)を購入)</li> <li>○ 犬・猫・等(小動物の死体)</li> </ul> <p>※ 飼い犬・飼い猫など 1体 2,700円 ※野良犬・野良猫など 無料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ みぞのどろ(申し込み制)</li> </ul>	
<p>ごみの正しい分け方・出し方などの詳しい内容は、「尼崎市家庭ごみべんちょう」でご確認下さい。</p>	